

 **最低賃金が改正されます**

群馬労働局

群馬県最低賃金(地域別最低賃金)は、時間額895円から935円に改正され、令和5年10月5日から発効します。

群馬県最低賃金は、群馬県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。なお、特定の製造業については、群馬県最低賃金より時間額が高い特定(産業別)最低賃金が定められています。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた支援策の一環で、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その費用の一部を助成する「業務改善助成金」(令和5年8月31日より制度拡充)もご活用ください。お問い合わせは、業務改善助成金コールセンター(☎0120-366-440)まで。

**確認しよう 最低賃金！**

群馬県最低賃金は  
時間額 **935** 円に  
令和5年10月5日より改正

 **個別労働紛争処理制度周知月間について**

群馬県労働委員会事務局

都道府県労働委員会は、労使間のトラブルを解決するために、法律によって各都道府県に設けられた行政機関です。中央労働委員会と都道府県労働委員会から構成される全国労働委員会連絡協議会では、毎年10月を「個別労働紛争処理制度周知月間」として広報活動に取り組んでいます。

賃金、解雇、パワハラなどに関する労使間トラブルについて、解決に向けたお手伝いを行っていますのでご相談ください。

**時間** 平日(月～金) 8:30～17:15

**問合せ** 群馬県労働委員会事務局  
☎027-226-2783

 **中小企業向け測定基礎研修会  
開催のご案内**

一般社団法人群馬県計量協会

計量士を講師に迎え、測定機器の基礎知識を学ぶとともに、実際にノギスやマイクロメーターを使用しながら、使用方法の注意点や誤差発生要因などを実践的に習得する「中小企業向け測定基礎研修会」を開催します。

**日時** 令和5年11月14日(火)  
13:30～16:30

**会場** 群馬県計量検定所「会議室」  
(前橋市下大島町81-13)

**参加費** 会員：1,000円  
非会員：3,000円


**定員** 15人

**締切** 令和5年10月26日(木)

**問合せ** 一般社団法人群馬県計量協会事務局  
☎027-263-8217  
✉gunkeikyo@dan.wind.ne.jp

◆商工中金相談所スケジュール  
前橋支店 9:00～15:00

中央会メールマガジン  
購読登録はこちらから



<編集後記>

◆10月は「神無月」。「神の月」との解釈や、神が出雲に集まり各地の神が留守になることから「神が無い月」という説、雷の鳴らない月である「雷無月(かみなしづき)」など、諸説あります。

◆出雲地方では「神在月」と呼ぶ風習もあるそうで、全国から集まった神々が会議「神議(かみはかり)」をされると言われており、どんな「ご縁」を結ばせるか、人のご縁だけでなく仕事や翌年の天候・農作物の収穫など、人があらかじめ知ることのできないことを決めているそうです。

◆異常気象や災害、落ち着いてきたとはいえ感染症などが続く昨今。もう少し穏やかな日々になるよう「神議」の議題にあげていただきたいものです。  
(M・M)